

お客さま各位

2020年3月23日
水島ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

当社は、「生活不安に対応するための緊急措置（新型コロナウイルス感染症対策本部）」として経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請」を受け、下記のとおり特別措置を実施することといたしました。

記

1. 適用対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度※「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さまで、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客さま

※各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

2. 特別措置の内容

当社とガスの契約を締結しているお客さまについて、2020年2月分（支払期限日が3月25日以降のもの）、3月分および4月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長いたします。

3. お申し出先

水島ガス株式会社 倉敷市水島福崎町3番30号

電話番号：（都市ガスをご利用のお客さま） 086-444-8141

（プロパンガスをご利用のお客さま） 086-455-3836

受付時間：平日9時～17時30分（土日祝日除く）

受付開始日：3月25日（水）

以 上